

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

1 開催日時

平成18年7月3日(月) 午後2時30分

2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

3 出席者

13人(男性9人,女性4人)中12人(男性9人,女性3人)の委員が出席

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 意見交換等

児童虐待について,児童福祉法28条1項事件を中心に当庁家事係家庭裁判所調査官から説明が行われた後,児童虐待をテーマに意見交換が行われた。

なお,意見交換では次のような意見等が述べられた。

【児童虐待の実態等】

ある児童自立支援施設においては,昨年の入所者数のうち,児童相談所において虐待登録を受けた子供が過半数を占め,更にこれに登録を受けてはいないが,虐待に近い不適切な養育を受けた子供を加えると,7割を占めている。

【児童虐待の背景】

児童虐待の背景にあるのは,教育の崩壊であり,家庭の崩壊であり,日本人のモラルの崩壊であると感じる。虐待を行っている父親,母親自身が変わらないと根本的な解決にはならない。

児童虐待の背景には,コミュニティの崩壊がある。昔のように一つの価値観を共有していれば安心して暮らせる共同体は,現在では望むべくもない。今はモラルの低下と同時に少子化,高齢化が起きており,そのようなことから虐待という問題も起きているのではないかと思っている。ここ10年くらいの間に,虐待経験を持っている子供は凄い勢いで広がってきているというのは実感している。

【児童虐待が子供に与える影響】

幼児や小学校に上がる前に虐待を受けた子供は,甘えの心があると同時に非常に攻撃的な面を持っていたり,積極的な面があると同時に消極的で排他的な面を持っていたりするなど,一人の人格の中にいろんな面が混在しており,指導等が難しい面がある。

非常に小さいときに虐待を繰り返し受けていると,本来その人が持っていた神経の発達が一方向にゆがんでしまう。また特定の神経伝達物質の出方が悪くなったり,不可逆性の脳の変化が起こってしまうことがあるので,特に小さいときの虐待に対しては厳しく対応していかないといけない。

非行少年になる子供には,児童虐待を受けた子供が多いと感じており,幼少時にきちんと保護されて,その後の保護処分を受けることがないようになれば良いと思う。

【調停事件に現れる児童虐待について】

DVのある家庭で成長することが,子供にとって虐待環境にあると感じること

がある。登校拒否，引きこもり，情緒不安定が現れている。父親との離婚が成立してもそれで終わるわけではなく，児童虐待は長期に渡ってあるものだと思われるので，引き続いてフォローが必要であると感じている。

【児童虐待と行政の関わりについて】

A D H D等の発達障害，広汎性発達障害がある子供の場合には育てにくいという面があるので，医療的に児童への対処ができるようにしておくことが必要であり，また，虐待する親への教育が必要であるが，後者は難しいものである。虐待事件は，児童福祉法に関連したことと同時に，メンタルヘルスの問題であり，行政的なてこ入れが必要と感じている。

児童虐待の通告があった場合には，児童相談所に設置されている子供救援隊が出動し，職権で一時保護をするケースもある。いずれにしても保健福祉，児童相談所が共同態勢をとる必要があり，医療機関もその中に入れていく必要があると考える。

【医療機関との連携】

児童相談所の一時保護がうまくいかないときは，場所を病院に移して，治療も兼ねながら，適切な施設等の受入れ先が見つかるまで，一時保護をするという方法もある。

処遇が決まり，処遇先に預けてしまうと，処遇を決めたところとの関わりが薄くなってしまうので，医療機関が関わっている場合には，医療機関も児童相談所と一緒にあって，後のフォローをしていく必要があると思う。

【教育現場における虐待への取組みについて】

児童虐待の発見が学校に課せられる課題であり，研修等を通して教職員が虐待に対する認識を深めることが一番であると思う。虐待を発見した場合には通告を行い，その子にとってどうすることが良いのか，保健福祉部の職員，教育委員会の職員，教員，民生委員等が集まり，ネットワーク会議を開いて考えている。

【親子関係の結び直しについて】

28条1項事件では，最終的には親子関係の結び直しということが目的で，子と親を分離させることが目的ではないということであるが，結び直しの方に意識が行きすぎ，親元へ帰すのが早すぎて，再び児童虐待が起きることがあるので，結び直しは慎重に行う必要がある。

子供を親元へ帰すという早期の決断が，重大な結果を及ぼしているということを実務家は肝に銘じておく必要がある。

まず児童相談所と入所先の施設との間でしっかり情報交換をしていくことが優先されるべきではないかと思う。

児童相談所は，一旦虐待を受けた子供に関わった以上，もう危害が及ばないと判断するまではずっと関わっていくことになるが，子供が家に帰ってしまうと，目が届きにくいという面がある。

【児童虐待の防止等について】

児童虐待とか少年非行は社会の責任だとか，社会に原因があるという言葉を使うが，原因だけの問題ではなく，虐待を受けている子供に立ち直ってもらい，き

ちんとした国民に育ってもらう必要があるが、そのために、社会が何らかの働きかけをしないといけないと思う。

今の人にとっては家庭を維持していく目的がはっきりしなくなり、家庭が崩壊してきているので、そこを何とかしないと、児童虐待の問題も減少することがないのではないかと感じる。

児童虐待防止の最後の決め手は、地域再生であると感じている。コミュニティが希薄な中で成長したり、親がどうやって子供を育てていいのか分からないところに虐待が発生しているのではないかと思うので、地域の子供達は自分達で守るという意識を持ち、コミュニティを再生させることが必要である。

高齢者の問題については、これまで社会全体でやっていますが、今度は子供の問題に社会全体で取り組まないといけないという意識が芽生えてきているのではないかと思う。高齢者の問題でもキーを握るのはネットワークの問題であったが、虐待の問題の解決のキーになるのもネットワークであると思う。市町村と児童相談所のネットワーク、地域のネットワークが大切である。

いろいろな関係機関が処遇の後も努力していくことになるが、それには情報の共有化が必要であると思われるが、個人情報保護の面もあるので、その当たりも考えながら、行っていく必要がある。

子育てが母親1人の身にかかっている場合に、子供が思い通りにならないからとか、母親がいらいらしているからということで不適切な体罰を与えて、それが重なって児童虐待をしている場合に、当該母親自身が相談するところもなく、自己嫌悪に陥っているような人もいるので、そういう場合には何らかの教育が必要であると思う。また未熟な親も多いので、そういう面でも教育が必要であると思う。そういう教育の場をどこに求めるかということになれば、地域社会よりも、子供が所属している学校とか幼稚園等に専門の講師を招いて、親に話をしてもらうとか、検診の際に児童虐待を防ぐための教育をしてもらうことが有効であると考ええる。

児童虐待を受けた子供の受け皿が不足していると思う。児童自立支援施設と似たものを様々な人がやり始めるということが新しい地域文化をつくることになると思う。ネットワークをうまく作るには、公的な機関の場合には、責任者が集まるミーティングを持つ必要がある。現場の担当者が集まっても、責任者が動かないとうまく機能しない結果となる。責任者と現場の担当者の両方のネットワークを作る必要があると思う。

5 次回の岡山家庭裁判所委員会について

今回は、年内に少年関係の問題をテーマとして開催することになった(時期未定)。

